（企画官及び生産専門官）

第三十八条　農業環境対策課に、企画官一人及び生産専門官三人を置く。

２・３　（略）

（畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官、首席畜産専門官、畜産危機管理官、技術専門官、養蜂指導官及び監視官）

第四十一条　畜産振興課に、畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官五人、首席畜産専門官一人、畜産危機管理官一人、技術専門官一人、養蜂指導官一人及び監視官一人を置く。

２～９　（略）

10　養蜂指導官は、畜産振興課の所掌事務に係る養蜂の振興に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11　（略）

（調整室並びに経営調査官、経営専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官）

第四十六条　総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官それぞれ一人を置く。

２～６　（略）

７　消費税対策官は、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する消費税の軽減税率制度の円滑な運用に関する事務の総括に関する事務を行う。

（経営・組織対策室並びに企画官及び経営専門官）

第五十条　協同組織課に、経営・組織対策室並びに企画官三人及び経営専門官一人を置く。

２～５　（略）

（農村政策推進室及び都市農業室並びに企画官及び土地利用調整官）

第五十五条　農村計画課に、農村政策推進室及び都市農業室並びに企画官及び土地利用調整官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

４　都市農業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都市及びその周辺における農業の振興に関すること。

二　市民農園の整備の促進に関すること。

５　都市農業室に、室長を置く。

６・７　（略）

（農泊推進室及び農福連携推進室並びに企画官及びインバウンド推進専門官）

第五十七条　都市農村交流課に、農泊推進室及び農福連携推進室並びに企画官二人及びインバウンド推進専門官一人を置く。

２・３　（略）

４　農福連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関すること。

二　農林水産業における高齢者及び障害者の能力の活用の促進に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関すること。

三　農山漁村における高齢者及び障害者の福祉の向上に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関すること。

５　農福連携推進室に、室長を置く。

６・７　（略）

（企画官及び生産専門官）

第三十八条　農業環境対策課に、企画官一人及び生産専門官二人を置く。

２・３　（略）

（畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官、首席畜産専門官、畜産危機管理官、技術専門官及び監視官）

第四十一条　畜産振興課に、畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官五人、首席畜産専門官一人、畜産危機管理官一人、技術専門官一人及び監視官一人を置く。

２～９　（略）

（新設）

10　（略）

（調整室並びに経営調査官、経営専門官及び総務・会計専門官）

第四十六条　総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官及び総務・会計専門官それぞれ一人を置く。

２～６　（略）

（新設）

（経営・組織対策室並びに企画官及び経営専門官）

第五十条　協同組織課に、経営・組織対策室並びに企画官二人及び経営専門官一人を置く。

２～５　（略）

（農村政策推進室並びに企画官及び土地利用調整官）

第五十五条　農村計画課に、農村政策推進室並びに企画官及び土地利用調整官それぞれ一人を置く。

２・３　（略）

（新設）

（新設）

４・５　（略）

（農泊推進室及び都市農業室並びに企画官、インバウンド推進専門官及び高齢者対策専門官）

第五十七条　都市農村交流課に、農泊推進室及び都市農業室並びに企画官二人、インバウンド推進専門官一人及び高齢者対策専門官一人を置く。

２・３　（略）

４　都市農業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都市及びその周辺における農業の振興に関すること。

二　市民農園の整備の促進に関すること。

（新設）

５　都市農業室に、室長を置く。

６・７　（略）